

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和7年9月4日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	鈴木宏治君
副委員長	酒井正輝君
委員	益子康子君
"	林田美代子君
"	田村泰之君
"	石松俊雄君

欠席委員

委員 大貫千尋君

出席説明員

こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
教育部長	松本浩行君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども政策課長	根本由美君
こども政策課長補佐	岡部隆君
こども政策課長補佐	矢野郁子君
こども政策課長補佐	高瀬修一君
こども政策課G長	柴山恵君
こども政策課G長	石塚わかば君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
保育所長	太田周夫君
こども福祉課G長	関根聰美君
こども福祉課G長	金久保純子君
主任保育士	関順子君
経営管理課長	斎藤直樹君
経営管理課主査	石塚貴則君
笠間図書館長	小谷佐智子君

友 部 図 書 館 長	加 藤 忠 君
岩 間 図 書 館 長	菅 谷 勉 君
笠 間 図 書 館 副 館 長	矢 作 幸 枝 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
指 導 室 長	植 松 雄 一 君
学 務 課 長 補 佐	仲 村 貴 夫 君
学 区 編 成 室 長	横 手 和 明 君
学 務 課 G 長	塩 幡 英 伸 君
学 務 課 G 長	大 和 田 聰 君
学 務 課 G 長	中 山 孝 司 君
おいしい給食推進室長	若 月 一 君
おいしい給食推進室長補佐	川 嶋 進 君
おいしい給食推進室主査	高 松 慎 一 君
生涯学習課長	山 本 哲 也 君
生涯学習課長補佐	豊 田 修 司 君
文化振興室長	柴 田 裕 実 君
生涯学習課 G 長	谷 中 勝 典 君
生涯学習課 主 査	竹 江 美 佐 夫 君
生涯学習課 主 査	山 下 歩 君
社会福祉課 長	金 木 和 子 君
社会福祉課長補佐	高 松 繁 樹 君
社会福祉課 G 長	角 田 康 博 君
社会福祉課 G 長	川 野 邇 祐 子 君
社会福祉課 G 長	伊 勢 山 知 孝 君
高 齢 福 祉 課 長	鈴 木 晃 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	石 川 真 理 子 君
高 齢 福 祉 課 G 長	安 齋 由 香 君
高 齢 福 祉 課 G 長	前 野 勉 君
地域包括支援センター長	久 保 田 真 智 子 君
地域包括支援センター長補佐	増 渕 由 美 子 君
地域包括支援センター主査	浅 川 啓 子 君
保 険 年 金 課 長	山 口 浩 之 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	中 庭 裕 美 子 君
保 険 年 金 課 G 長	大 貫 徹 君
保 険 年 金 課 G 長	長 谷 川 修 君

保険年金課G長	川俣真一君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
健康医療政策課G長	木村君枝君
健康医療政策課G長	浦井義朗君
健康医療政策課G長	桑島裕美君

出席議会事務局職員

主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程

令和7年9月4日（木曜日）
午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第74号 笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- ・議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebook）購入）
- ・議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

午前10時00分開会

○鈴木委員長 教育福祉委員会の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名です。欠席委員は大貫委員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであ

ります。また、議会事務局より上馬主査、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬主査にお願いいたします。

○鈴木委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案等の審査であります。

審査は審査日程表により、課別、議案別に行います。

まず初めに、こども部こども政策課が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長 こども政策課根本でございます。よろしくお願いいいたします。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のこども政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為の補正についてでございます。

8ページの上から4段目を御覧願います。

子どもの居場所拠点運営業務委託は、支援を必要とする子どもたちに安心・安全な居場所を提供するとともに、食事の提供、生活習慣の形成、課題活動等の支援を行っている事業で、令和5年度から業務委託により実施しており、今年度で3年間の委託期間が終了いたします。令和8年4月1日から3年間の業務委託を継続的に開始するためには、今年度中に委託事業者を選定して契約締結を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。予算の主なものは、支援員、調理員、栄養士等の人件費や食事提供に要する食糧費で、3年間で6,220万円になります。委託先は公募により選定し、引き続き様々な問題を抱える子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供に努めてまいります。

次に、歳入でございます。

14ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金516万2,000円のうち、こども政策課所管分につきましては、下から2段目、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援）149万6,000円でございます。こちらは、今年度策定しているこども計画の事務費用について国の補助対象に決定されたことにより、受入れを行うものでございます。内訳は、計画策定の事務費用として委託料299万2,000円に対して、補助率2分の1となります。

続きまして、歳出についてでございます。

29ページを御覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、30ページをお開き願いまして、7

節報償費 5 万円でございます。こちらは、11月に笠間ショッピングセンター「ポレポレシティ」で開催するかさまみらいフェアに合わせまして、室内の遊び場ムトトのもりの開設 1 周年を記念する幼児を対象としたイベントの開催を計画しております。イベントの講師謝礼を増額補正するものでございます。イベントの内容は、音楽に合わせ体を動かしながら親子が一緒に楽しめるようなものを予定しております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前 10 時 05 分休憩

午前 10 時 06 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども福祉課が所管いたします、議案第74号 「笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長 宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 こども福祉課です。よろしくお願いいたします。

議案第74号 「笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられたことから、本事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものでございます。

2ページをお開き願います。

主な基準の内容でございますが、第1条では制定の趣旨について、第2条の定義では用語の意義を定めております。

第3条及び第4条では本条例で定める最低基準の目的及び向上について規定しており、明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員が行う支援の提供により、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることの保障と設備及び運営の向上について定めております。

次に、3ページをお開き願います。

第5条では事業者の一般原則として、利用乳幼児の人権を尊重し、地域社会との交流及び連携を図るとともに、提供する支援の質の評価及び改善を図ること等について定めております。

第6条から4ページの第8条までは、安全の確保に関し、非常災害に対する具体的計画による注意と訓練、安全計画の策定と講ずるべき必要な措置、移動のために自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認など、事業者が行うべき事項について定めております。

第9条から5ページの第11条までは、従事する職員の一般的条件や資質の向上等について定めております。

第12条から第14条までは、利用乳幼児の処遇等に関し、差別的取扱いの禁止、虐待の防止及び衛生管理等について定めております。

第15条では、食事の提供を行う場合に備えるべき調理設備について規定しております。

6ページをお開き願います。

第16条では、事業所内部の規定に関し、事業運営についての重要事項11項目に関する規定の整備について定めております。

第17条では事業所に備える帳簿の整備について、第18条では利用者の秘密保持について、第19条では苦情への対応について定めております。

7ページをお開き願います。

第20条では、事業の区分を規定しております。乳児等通園支援事業は一般型と余裕活用型とに区分し、余裕活用型については保育所や認定こども園等を行う事業所の空き定員枠を活用して実施する旨定めております。

第21条では一般型を行う事業所の設備の基準を規定しており、乳児室、匍匐室、保育室または遊戯室など必要な設備を設けること、また各教室の必要面積などについて定めております。

10ページをお開き願います。

第22条では一般型を行う事業所の職員の基準を規定しており、従事する職員の数は乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上から満3歳未満の幼児はおおむね6人につき1人以上の保育士等を配置することなどを定めております。

11ページをお開き願います。

第23条及び第24条では一般型における支援の内容等について、国の指針に準じ、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて支援を提供すること、また保護者と密接な連絡を取り、支援の内容等の理解及び協力を得ることを定めております。

第25条では、余裕活用型を行う事業所の設備及び職員の基準について規定しております。余裕活用型においては、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所それぞれの施設の区分に応じた基準により行うことを定めています。

12ページをお開き願います。

第26条では、一般型における支援の内容等に関する規定は余裕活用型に準用する旨定めています。

第27条では、書面による記録等は書面に代え電磁的記録により行うことができる旨を定めています。

附則といったしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のこども福祉課所管分について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

初めに、債務負担行為補正でございます。

上から5段目の友部小児童クラブ運営業務委託及び6段目の岩間第一小児童クラブ運営業務委託の2件についてでございますが、各小学校に併設する公設児童クラブの運営は民間事業者への業務委託により実施しておりますが、当該児童クラブの契約期間が令和7年度で終了することに伴い本年度中に契約事務を進める必要があることから、令和8年度から令和12年度までの5年間の委託料をそれぞれ計上しまして債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入について、事項別明細書により主なものを御説明いたします。

14ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金516万2,000円のうち、就学前教育・保育施設整備交付金346万4,000円の減につきましては、今年度に実施を予定しました保育施設の整備事業のうち1件が取下げとなったことから、当該事業に係る国庫補助金を減額するものでございます。

また、一つ下のこども誰でも通園事業補助金475万2,000円の増につきましては、本年12月から民間施設で実施する乳児等通園支援事業の事業費に対します負担割合4分の3の国庫補助金を計上するものでございます。

16ページをお開き願います。

18款寄附金、1項寄附金、4目民生費寄附金、1節児童福祉費寄附金500万円につきましては、企業版ふるさと納税により、水戸市に所在する企業から笠間市で実施する幼児教育保育環境の構築に対する寄附の申出がありまして、寄附の受入れに伴い、計上するものでございます。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

29ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、30ページをお開き願います。12節委託料633万6,000円は、本年12月より乳児等通園支援事業を民間施設で実施するために事業費を計上するものでございます。実施事業者に対しましては、単価契約により事業の実績に応じた金額を委託料として支払う形となります。

次に、18節負担金補助及び交付金519万7,000円の減につきましては、今年度に施設の修繕等を予定した保育施設のうち、1施設において工事の一部が国の補助事業の対象外となることから、事業者の申出により事業中止となったため、減額するものでございます。

次に、22節償還金、利子及び割引料1,880万7,000円は、子ども・子育て支援交付金国庫返納金など、令和6年度事業費の精算による国・県補助金等の返納金を計上するものでございます。

31ページをお開き願います。

3目保育所費、12節委託料27万5,000円は、くるす保育所において新たな保育管理システムを導入するため、事業者による職員向け操作研修や各種帳票の作成代行など初期設定

等に係る委託料を計上するものでございます。また、17節備品購入費104万3,000円は、くるす保育所のシステム導入に伴いまして、各保育室に配備するタブレット端末などの購入費を計上するものでございます。

次に、4目児童手当費、22節償還金、利子及び割引料774万6,000円は、令和6年度児童手当負担金の精算による国・県負担金の返納金を計上するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 もう1回聞きたいのですが、14ページ、就学前教育・保育施設整備交付金、もう1回ちょっと説明をお願いします。

○鈴木委員長 こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 就学前教育・保育施設交付金346万4,000円の減につきましては、今年度に実施を予定しました保育施設の整備事業のうち、1件が取下げとなったことから、その事業に係る国庫補助金を減額するものでございます。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 説明受けたかもしれないのですが、何で辞退したか、取りやめたか、その理由が分かれば教えてください。

○鈴木委員長 こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 先ほど歳出の場面でも御説明申し上げたとおりになるのですが、今年度に施設の修繕等を予定した保育施設が数か所ありました。そのうち1施設におきまして、予定した工事の一部が国の補助事業の対象外となることから、事業者の申出により事業中止となったという経緯でございます。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 説明するとき、それ歳入で説明した、説明書の歳出、その数字はこの合算してその数字ですと言ってもらったほうが助かります。

以上でございます。

○宮本こども福祉課長 分かりました。

○鈴木委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩となります。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院経営管理課が所管いたします、議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 笠間市立病院斎藤です。よろしくお願ひいたします。

議案第83号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

資料25になります。第2条、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、1款病院事業収益に189万3,000円を追加し、総額を9億1,320万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

1款病院事業費用から97万2,000円を減額し、総額を10億5,455万1,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

1款資本的収入73万2,000円を追加し、総額を3,287万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出に146万3,000円を追加し、総額を5,775万1,000円とするものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第5条は、他会計からの補助金でございます。

第6条の債務負担行為は、給食業務委託と臨床検査業務委託を令和7年度に契約行為を

締結することから、債務負担行為を設定するものでございます。現在の契約は、令和7年度で契約期間が満了するため、入札により新たに5年間の契約を締結するものでございます。

続きまして、収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で説明をさせていただきます。

13ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

1款病院事業収益、2項医業外収益、6目国・県補助金183万3,000円の増は、医療機関等物価高騰対策支援金と生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金の増でございます。こちらは、物価高騰の影響を受けている医療機関等を支援するために茨城県が実施している補助金と賃上げ等のための生産性向上の取組を支援する給付金で、診療報酬のベースアップ評価料の算定をしている医療機関に対して、同じく県が支給するものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費271万4,000円の減は、職員の人事異動等に伴う人件費等の減額でございます。

3目経費174万2,000円の増の主な内容は、放送受信料でございます。こちらは、公用車10台分のNHK受信料になります。

15ページを御覧ください。

まず、資本的収入でございます。

1款資本的収入、2項出資金、1目出資金73万2,000円の増でございますが、訪問看護リモート接続用ノートパソコン購入に係る機械備品購入費分出資金でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費146万3,000円の増ですが、収入で御説明の機械備品購入費でございます。内容といたしましては、訪問看護の際にリモートでアクセスし、現地で患者記録などを作成するためのパソコン5台分でございます。

以上で議案第83号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入れります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会所管市立図書館が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 図書館所管分の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書16ページの最下段を御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、5目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金、補正額308万6,000円のうち、1行目、岩間図書館図書購入寄附金として田中一夫氏から100万円、2行目、友部図書館図書購入寄附金としてヨークベニマル友部東平店生産者の会から8万6,000円の寄附金でございます。

次に、歳出でございます。

46ページを御覧ください。

1行目、9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、補正額297万6,000円のうち、主なものを御説明いたします。

まず、10節需用費の2行目、光熱水費199万2,000円は、友部図書館の電気使用料の増額でございます。光熱水費の高騰分については、当初予算要求時、財政課の調整により補正予算対応としたため、今回計上するものでございます。

次に、17節備品購入費110万7,000円は、歳入で御説明いたしました寄附金を財源とする岩間図書館及び友部図書館の図書購入費が主なものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入れます。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします、議案第77号 動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末（Chromebbook）購入）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 議案第77号 動産購入契約の締結について御説明いたします。

提案理由でございますが、本案は予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、事業概要でございますが、国の施策であるGIGAスクール構想の下で整備された児童生徒1人1台の学習用タブレット端末の故障や老朽化に対応するため、機器の更新を行うもので、更新台数は令和8年度に小学6年生となる市内小学校、義務教育学校の児童数分と予備分を合わせた598台を予定しております。調達方法については、前回実施した令和2年度同様、安価で確実な調達が可能となる県の共同調達における購入を行います。

まず、1、契約の目的ですが、7国補（学備）第1号、笠間市立学校タブレット端末（Chromebbook）購入で、598台を整備するものでございます。

契約の方法でございますが、先ほどの県の共同調達は、県が自治体からの希望を踏まえて、OSごとにプロポーザルを実施し、その結果に基づいて落札業者と市が随契契約を行うものでございますので、随意契約となっております。

契約の金額は3,190万3,300円で、うち消費税が290万300円です。

契約の相手方は、水戸市城南の富士電機ITソリューション株式会社茨城営業所所長平山英樹です。

説明は以上です。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

林田委員。

○林田美代子委員 お尋ねいたします。令和3年から5年たっているということですけれども、例えば買い換えるということですけれども、故障したとか、そういう障害がありましたか。

○鈴木委員長 学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 現在配布しているタブレット端末の故障ということでよろしいですか。

現在配布しておりますタブレットにおいて、本市においては二つの異なるタブレット端末を配布しております。一つが iPad、もう一つが Chromebbook という端末を配備しております。まず iPad につきましては全体が3,240台、このうち182台、率にしますと5.62% 故障しております。一方、Chromebbook につきましては2,638台配備しております、そのうち2,512台、率にしますと95.22%が故障している本市の現状でございます。

以上です。

○鈴木委員長 林田委員。

○林田美代子委員 ありがとうございました。iPad はそうでもなかつたですけれども、Chromebase というのは結構故障があったのですね、驚きました。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

続いて次に、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、学務課所管の主な予算を御説明いたします。

14ページをお開きください。

歳入です。

表の一番下で、15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金833万3,000円の減額は、今年度予定している友部第二小学校校舎内照明のLED化改修工事の財源として見込んでおりました文部科学省の学校施設環境改善交付金が不採択となったことから、新たに総務省の脱炭素化推進事業債を活用するため、予算の組替えを行うものでございます。

次に、16ページをお開きください。

一番下の表で、節の下から二つ目でございますが、1節教育振興費寄附金210万円のうち、教育振興費寄附金200万円の増額は、令和3年度から毎年100万円を宍戸小学校の教育振興のためにと寄附をいただいております水戸市在住の田中一夫氏から、今年度は200万円を笠間市立学校の教育振興のために役立てほしいと御寄附いただくものです。なお、財源の充当先については小学校整備事業とし、詳細については後ほど御説明いたします。

また、その下の地方創生応援税制寄附金（子育て費用応援の強化）10万円の増額は、水戸市に本社がある中央技術株式会社様から、笠間市の子育て応援強化のためにと企業版ふるさと納税を活用し、御寄附いただくものでございます。なお、財源の充当先については、ランドセル給付事業としております。

歳入については以上です。

続いて、44ページをお開きください。

歳出になります。

上の表で、節の一番下、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料1,196万1,000円は、当初予算では財政課との調整により最低限を見込んだ部活動で使用するバス運行委託料の増額で、物価高騰分のほか、部活動の大会を勝ち上がり県大会以上の上位大会へ出場する運動部や文化部の活躍などを受け、計上するものでございます。

次に、その下の表で、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費で修繕料1,378万3,000円の主なものは、毎年実施している学校校舎の防火設備定期点検により修繕が必要であると指摘を受けた小学校8校の消火栓設備や自動火災報知器設備などの修繕のほか、小学校3校の電気設備の不具合に伴う修繕と緊急時の修繕料をとなっております。

次に、その一つ下、14節工事請負費346万5,000円の主なものは、先ほど歳入で御説明しました田中一夫氏からの寄附金を財源としまして、笠間小学校と友部小学校の屋外遊具としてブランコを設置するための工事費となります。

次に、その一つ下、3目学校建設費、14節工事請負費873万6,000円は、岩間第三小学校の職員室と保健室の空調機3台と友部第二小学校の特別支援教室の空調機1台が経年劣化により不具合が発生しているため、更新工事を行うものです。

次に、45ページをお開きください。

表の一番上で、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費です。修繕料750万2,000円は、小学校費同様、防火設備定期点検の指摘によるものであり、中学校5校の消火栓設備や自動火災報知設備などの修繕と緊急時の修繕料となっております。

次に、その一つ下、13節委託料116万6,000円は、笠間中学校のグラウンド北側のり面の支障木伐採やみなみ学園校舎の外壁点検を行うための委託料となります。

次に、その一つ下、14節工事請負費424万6,000円は、登下校時の安全性の確保と耐久性の向上を図るため、笠間中学校のテニスコート脇駐車場を現在の砂利敷きからアスファルトで舗装するための工事費となります。

次に、その一つ下、17節備品購入費506万円は、学校で保護者などからの電話による過剰な苦情や不当な要求に対応するため、今年度モデル校として友部小学校と笠間中学校の2校に設置した通話録音機器について、既に設置した学校からは、相手方の口調が丁寧になったと感じられる、また通話時間が短くなり有効な機能であるなど一定の成果が見られたことから、未設置となっている中学校5校について通話録音機を購入するものです。

次に、その一つ下、3目学校建設費、14節工事請負費165万円は、友部中学校職員室の空調機1台が経年劣化による不具合のため、更新工事を行うものです。

説明は以上です。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

続いて、おいしい給食推進室長若月 一君。

○若月おいしい給食推進室長 オいしい給食推進室若月です。よろしくお願ひいたします。

おいしい給食推進室所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出の説明となります。

47ページ、最後の行を御覧ください。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、10節需用費2,913万8,000円のうち、修繕料189万3,000円は、給食配用コンテナの修繕及び岩間給食センターのボイラー重油レベル計の更新のほか、緊急用修繕費となります。

次の48ページを御覧ください。

最上段です。賄材料費2,724万5,000円は、物価高騰による賄材料費の不足額を補い、給食の質と量を維持するための経費となります。

次に、14節工事請負費1,052万9,000円のうち、施設整備工事35万4,000円は、岩間給食センターの洗浄室及びコンテナ室の暑さ対策として、壁かけ式業務用扇風機を3台設置する経費となります。

次の修繕工事費1,017万5,000円は、笠間給食センターのボイラーの経年劣化による修繕工事の経費となります。

ページをお戻りいただきまして、8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正、表の最後の2行でございます。友部地区小学校給食調理業務委託及び友部地区中学校調理業務委託につきましては、本年度内に委託業者を選定し準備を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。業務内容は、友部地区小学校5校、合計1日約2,000食、中学校2校、合計1日約1,000食の学校給食の調理業務を委託するものです。期間を、児童生徒の人数の変化を考慮し、いずれも令和8年度から令和10年度の3年間とし、限度額を小学校3億2,870万円、中学校1億3,220万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

益子委員。

○益子康子委員 先ほどの45ページなのですけれども、学校に設置した、2校に設置したことで、クレームが少なくなったという機器、これをまた増やしていきたいということなのですが、その機器の具体的な内容、どういうことでそのクレームが少なくなったとか、すごい熱していた電話の内容が少しクールダウンになった、その機器の具体的な内容を教えてください。

○鈴木委員長 学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 今回設置しております2校なのですけれども、そちらに設置している機器ですが、まず電話を学校にかけますと、着信を受けた学校は市役所みたいに自動アナウンス、まずはこの通話は録音されていますというようなメッセージが流れます。それを受けた通話するわけなのですけれども、その通話中の会話が全て記録されているという機器でございます。

○益子康子委員 了解です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ほかにないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長山本哲也君。

○山本生涯学習課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)における生涯学習課所管分の主なものにつきまして御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

17ページを御覧ください。

一番上の段は、18款寄附金、1項寄附金、5目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金になります。右の説明欄、ふるさとづくり寄附金200万円の増は、筑波海軍航空隊記念館北側広場の整備に係るクラウドファンディング型の寄附金の目標額を計上するものでございます。

その下、3節保健体育費寄附金20万円の増は、県下中学校駅伝大会に係る一般企業からの寄附金を計上するものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

一番上の表、21款諸収入、4項5目ともに雑入でございます。右の説明欄、スポーツ振興くじ助成金512万円の増は、令和7年度分のtoto助成金額の決定により計上するもので、内訳はハーフマラソン大会事業に係る助成金となってございます。

同じくその下、市民体育館バスケットボール弁償金52万2,000円の増は、利用団体が使用中に破損させました移動式バスケットゴールのボード修理に係る保険金収入を計上するものでございます。

歳入は以上になります。

次に、歳出でございます。

45ページを御覧ください。

二つ目の表になります。9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。表の右下、18節負担金補助及び交付金20万円の増は、笠間の和算家負担金で、笠間の偉人小野友五郎と光又柳見斎を広く顕彰するため、和算に関する講演会等の開催に係る負担金でございます。

46ページを御覧ください。

目の列の二つ目、5目研修所費でございます。補正額35万円の増は、需用費、光熱水費で、岩間体験学習館「分校」に空調設備を設置したことによりまして、電気料金に不足が見込まれるため、計上するものでございます。

次のページになります。47ページを御覧ください。

表の上段は、6項保健体育費、1目保健体育総務費になります。主なものは、節の欄上から3行目、7節報償費25万円の増及び一つ飛ばしまして、13節使用料及び賃借料22万1,000円の増は、合併20周年を記念いたしまして県下中学校駅伝大会の参加記念品等の充実を図るために計上するものでございます。

次に、ページの中段、2目体育施設費でございます。10節需用費104万5,000円の増は、修繕料で、歳入で説明いたしました損害保険金を財源とする市民体育館の移動式バスケットゴールの修理に係る費用でございます。

次に、12節委託料は、まず設計業務委託料440万円の増で、市民球場の防球ネット高の変更の検討に当たりまして、地質調査や測量等を追加する必要が生じたため、計上するものでございます。

同じく、立ち木伐採委託料350万円の増は、総合公園に隣接する民家への倒木等を防止するため、支障木を伐採する費用でございます。

次の14節工事請負費200万円の増は、友部地区の柿橋テニスコートのラバーコートの亀裂を修繕するための費用で、その下、17節備品購入費43万4,000円の増は、総合公園で使用します暑さ対策やイベント用の簡易テント2張りを購入するための費用でございます。

説明は以上であります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時58分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部社会福祉課が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長金木和子君。

○金木社会福祉課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、社会福祉課所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

13ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、4節生活保護費負担金4万円の増額は、前年度事業費の精算に伴い、不足分を収入するものでございます。

続いて、14ページを御覧願います。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節障害福祉費補助金174万2,000円と4節生活保護費補助金35万2,000円の増額は、システム改修に係る費用の2分の1相当額を国庫補助として収入するものでございます。

続いて、16ページを御覧願います。

16款県支出金、3項委託金、2目民生費委託金、3節社会福祉費委託金1万2,000円の増額は、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の受託による事務費の収入でございます。

次に、歳出でございます。

26ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

27ページを御覧願います。

22節償還金、利子及び割引料は177万8,000円のうち、社会福祉課所管分として、生活困窮者に対する自立相談支援事業や就労準備支援事業の前年度精算に伴う返還金129万7,000円を増額するものでございます。

続いて、下段の2目障害者福祉費でございます。

12節委託料、システム改修業務委託料348万4,000円の増額は、障害福祉サービスの報酬単価の改正と自立支援医療の資格確認のオンライン化に伴い、基幹系システムを改修するものでございます。

続いて、28ページを御覧願います。

22節償還金、利子及び割引料2,522万1,000円の増額は、障害者自立支援給付事業などの前年度の精算に伴う返還金でございます。

次に、32ページを御覧願います。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、12節委託料、システム改修委託料70万4,000円の増額は、令和8年度から被保護者調査の調査項目が変更となることに伴い、システムを改修するものでございます。

続いて、22節償還金、利子及び割引料1億1,294万7,000円は、前年度の生活保護費等の精算に伴う返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩となります。

午前11時02分休憩

午前11時02分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、高齢福祉課所管分について、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

17ページをお開き願います。

中段でございます。19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金6,059万円の増額は、令和6年度の介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金等の確定に伴う精算金を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

26ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1ページ送っていただきまして、27ページを御覧ください。22節償還金、利子及び割引料177万8,000円のうち、上から2段目、低所得者保険料軽減負担金精算返納金48万1,000円は、令和6年度の精算に伴い、低所得者保険料軽減負担金の国・県負担金を返還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）のうち、高齢福祉課所管分の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げ

ます。

初めに、歳入でございます。

6ページをお開きください。説明の欄が2行になっておりますのは、昨年高齢福祉課と包括支援センターが分かれたことにより、歳入につきましてもそれぞれの事業費で案分し収入金額を計上しているためございます。

初めに、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）205万1,000円から5款県支出、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）100万1,000円の各項目のうち、2節過年度分の増額につきましては、令和6年度分の精算により国及び県から地域支援事業交付金の追加交付を受けるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億4,466万7,000円の増額は、令和6年度の精算によるものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開き願います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1億2,179万6,000円の増額は、令和6年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費の国・県負担金を返還するものでございます。

次に、4項繰出金、1目一般会計繰出金6,059万円の増額は、令和6年度の介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金等の精算に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域包括支援センターが所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、地域包括支援センター所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

17ページを御覧願います。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護サービス事業特別会計繰入金47万9,000円は、介護サービス事業特別会計の令和6年度の精算金を繰り入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。

27ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、地域支援事業繰出金2万6,000円は、後ほど特別会計にて御説明をいたします歳出増額の法定負担割合分を一般会計より繰り出しをするものでございます。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金16万円の減額は、人件費分の金額変更をするものでございます。

以上で議案第78号、地域包括支援センター所管分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第81号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）のうち、地域包括支援センター所管分について御説明を申し上げます。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入の主なものでございます。

今回は、令和6年度の精算に伴う追加交付金と、後ほど歳出項目において御説明をいたしますが、包括的支援事業・任意事業費におきまして増額計上しており、それに伴い、3款国庫支出金から7款繰入金において、それぞれの法定負担割合に応じた収入を計上しております。

包括支援センターと記載のある行を御覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金11万4,000円から5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金63万1,000円の各項目のうち、2節過年度分の増額が令和6年度の精算により、国及び県から地域支援事業交付金の追加交付を受けるものでございます。

続いて、3款国庫支出金に戻りまして、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、1節現年度分5万2,000円の増額及び5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、1節現年度分2万6,000円及び、ページを送っていただきまして、7ページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金2万6,000円の増額は、総合相談支援事業費の歳出見合いの増額でございます。

続いて、歳出の主なものでございます。

8ページを御覧願います。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談支援事業費13万円の増額は、人事異動に伴う職員手当等人件費の補正でございます。

以上で議案第81号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第82号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1,968万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6ページを御覧願います。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金184万7,000円につきましては、令和6年度の精算に伴い、繰越金を収入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費87万6,000円の増額は、居宅介護支援事業所に予防ケアプランの作成を委託するものでございます。

次に、3款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金47万9,000円は、令和6年度に一般会計から繰り入れた人件費分を精算し、返還するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入れます。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 保険年金課山口です。よろしくお願ひいたします。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第3号)、保険年金課所管分について御説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

17ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金125万7,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合へ納付する令和6年度納付金の精算に伴うものでございます。

次に、18ページを御覧願います。

21款4項5目雑入1,729万5,000円の増額のうち、下から2段目になります、後期高齢者医療制度特別対策補助金188万円の減額は、後期高齢者健康診査事業における受診勧奨業務委託料の契約額確定による歳出の減額に伴い、特別対策補助金を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

26ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページを送っていただきまして、

27ページ中段になります。27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金555万円の減額は、人事異動に伴う職員給与費等繰出金を減額するものでございます。

次に、29ページを御覧願います。

8目後期高齢者医療制度費284万8,000円の減額のうち、主なものといたしまして、12節委託料188万円の減額で、後期高齢者健康診査受診勧奨委託料の契約額確定によるものでございます。

以上で議案第78号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 議案第79号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ780万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ74億6,119万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目子ども・子育て支援事業費補助金154万円の増額は、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な執行に向けた国民健

康保険税システムの改修費用に対する国庫補助金でございます。

次に、4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金628万2,000円の減額は、主に保険者努力支援分で特定健康診査受診勧奨委託料及び生活習慣病予防事業委託料の契約額確定による歳出の減額に伴い、交付金を減額するものでございます。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金550万円の減額は、人件費の補正に伴うもので、事務費繰入金を減額するものでございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,835万6,000円の減額は、前年度繰越金確定に伴い、基金繰入金を減額するものでございます。

次に、7ページを御覧願います。

7款1項1目繰越金4,078万9,000円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費550万円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正によるものでございます。

次に、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費154万円の増額は、国民健康保険税賦課システムの改修費でございます。令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、その財源とするための子ども・子育て支援納付金分という新たな賦課徴収区分が国民健康保険制度でも始まることを受けまして、それに対応するためのシステム改修を行うものでございます。

次に、4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費348万3,000円の減額は、主に委託料で、特定健康診査受診勧奨委託の契約額確定によるものでございます。

9ページを御覧願います。

4款2項保健事業費、2目生活習慣病予防対策事業279万9,000円の減額は、こちらも主に委託料で、当市が茨城県のモデル事業への選出を受け、当該予防事業に係る委託料については、当市が負担をする必要がなくなったことにより、減額するものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金243万3,000円の増額は、前年度実績に伴う国庫返納金を補正するものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 議案第80号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,425万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料109万7,000円の増額は、令和7年度の現年度分特別徴収保険料について、今年度の保険料率の見直しにより当初予算額を上回る見込みであることから、増額するものでございます。

次に、5款1項1目繰越金16万円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金125万7,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合へ納付する令和6年度納付金の精算に伴うものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします、議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康医療政策課の小松崎です。どうぞよろしくお願いします。

議案第78号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康医療政策課所管分について御説明申し上げます。

歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にて説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

13ページを御覧願います。

ページ下段になります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,560万7,000円は、令和7年1月付で国に認定されまして令和6年度に支出した新型コロナウイルスワクチンの副反応による健康被害の給付金の財源といたしまして、国からの負担金を計上するものでございます。

続きまして、歳出になります。

33ページを御覧願います。

ページ中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額2,146万8,000円の主なものは、12節委託料1,812万6,000円で、令和7年1月に国から子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種に対する経過措置が示されたことから、予防接種委託料を計上するものでございます。

その下、22節償還金、利子及び割引料333万円につきましては、令和6年度の国庫補助事業等が確定したことによる返納金でございまして、がん検診推進事業補助金返納金が3

万6,000円、疾病予防対策事業費国庫補助金返納金が136万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金返納金が101万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金が91万2,000円で、国庫補助金等を返納するものでございます。

以上が健康医療政策課所管分の補正でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願の審査に入ります。

付託された請願について、審査を行います。

請願第7-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○鈴木委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料の請願の内容につきまして御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御発言がないようですので、質疑、意見等を終結し、これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本件は採択とすることに決定いたしました。

次に、ただいまの請願が本会議において採択になった場合、国に意見書の提出をしなければならないため、ここで意見書（案）の提出について御協議をいただきたいと思います。

ここで事務局のほうで今から意見書（案）をアップロードさせていただきますので、皆さんタブレットの更新をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

タブレットの更新ボタン押していただき、内容の確認を今全員が見ていただいていると思ひますけれども、この内容につきまして、事務局のほうで提案理由の読み上げをお願いしたいと思います。

上馬主査。

○上馬議会事務局主査 では、委員会提出議案第1号について提案理由等を御説明いたします。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について、令和7年9月19日に委員会提出議案第1号として上程をするということで、提案理由。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など様々な課題により、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間の確保が困難な状況になっているため、教職員定数改善やさらなる少人数学級の実現が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられ、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

よって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持の予算を確保するよう、地方自

治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出するものです。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございました。

この意見書について御意見はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、それではお諮りいたします。

請願が本会議において採択となった場合、お手元に配付しました意見書（案）のとおり、委員会提出議案として提出することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本請願が本会議にて採択になった場合、お手元の意見書（案）のとおり委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

なお、議案書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。では、議案書の作成は私に一任していただくことで決定しました。

○鈴木委員長 以上をもちまして本日教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、議会最終日の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これについても御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 異議なしと認めます。正副委員長に一任していただくことが決定しました。

以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時46分閉会